

## 「女性に対する暴力をなくす運動」における街頭啓発(展示)を実施しました ～DVは「犯罪となる行為を含む重大な人権侵害」です～

配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するには、地域住民に配偶者からの暴力に関して正しく理解してもらい協力が得られるよう、普及啓発に努めることが大切です。

県女性相談センターでは「女性に対する暴力をなくす運動」※の一環として、岐阜市と共催で下記のとおり街頭啓発（展示）を実施しました。

このほか、各県事務所福祉課及び岐阜地域福祉事務所（配偶者暴力相談支援センター）、各市町村において啓発活動を実施しています。（別紙参照）

※平成13年から国と地方公共団体、女性団体、その他の関係団体との連携・協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、毎年11月12日から25日（11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間実施する。

- 1 実施日時 令和2年11月16日（月）～11月25日（水）  
開店時間内（最終日は午後4時まで）
- 2 実施場所 マーサ21（岐阜市正木中1丁目2-1）1階店内  
（東館南入口とイオン食料品売場をつなぐ通路内1カ所）

多くの方に見ていただき、啓発物品を持ち帰っていただきました



